

第14版 Page	項目	変更前	変更後
2	(治験審査委員会の責務) 第3条第3項)	<p>治験審査委員会は、病院長から治験継続の適否について意見を聴かれたときは、当該治験の実施状況について必要に応じて調査した上、治験を継続して行うことの適否を審査し、文書により意見を、それぞれ意見を聴かれた事項に係る事態の緊急性に応じて速やかに述べなければならない。</p>	<p>治験審査委員会は、病院長から治験継続の適否について意見を聴かれたときは、当該治験の実施状況について必要に応じて調査した上、治験を継続して行うことの適否を審査し、文書により意見を、それぞれ意見を聴かれた事項に係る事態の緊急性に応じて速やかに述べなければならない。<u>なお、病院長は治験審査委員会が事態の緊急性に応じて速やかに意見を述べることができるよう治験審査委員会事務局を經由し、治験審査委員会へ速やかに連絡するものとする。</u></p>